

平成30年 第9回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 平成30年9月11日

会 場 南郷総合センター

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年9月11日(火) 午後1時30分

2 開催場所 南郷総合センター

3 出席した委員

農業委員 9名

1番	馬場 崇裕	2番	星 利信	3番	湯田 重行
4番	湯田 義三	5番	平野 恒二		
		8番	芳賀 美紀	9番	山内 敬
10番	室井 文一	11番	五十嵐伸人		

出席した農地利用最適化推進委員 14名

田島第1	渡部 昭雄			田島第3	大竹 実
		田島第5	湯田 孝義	田島第7	浅沼 誠治
田島第8	平野 信行	田島第9	渡部 徳男	田島第10	渡部 和幸
田島第11	猪俣 忠久	館岩第1	斎藤 融	館岩第2	大山 憲三
館岩第3	芳賀 敏			南郷第1	五十嵐 和
南郷第2	五十嵐久長	南郷第3	目黒久一郎		

4 欠席した農業委員 2名

6番	塩生 隆晴	7番	渡部 一男
----	-------	----	-------

5 欠席した農地利用最適化推進委員 3名

田島第2	星 又エ門	田島第4	湯田 慎也	伊南第1	森 哲男
------	-------	------	-------	------	------

6 出席した事務局職員

事務局長	五十嵐小一郎	局長補佐兼係長	八木沢 誠二	主 査	廣野 由美
------	--------	---------	--------	-----	-------

6 議 事

報告第1号 会務報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 現況確認証明申請について

議案第4号 農用地利用集積計画決定について

議案第5号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について

7 会議の概要

全員起立で「南会津町農業委員会憲章」の唱和を行う。
事務局が開会を告げ、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会
会議規則第5条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議 長 日程第1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条
の規定により、欠席の届け出がありました農業委員は、6番 塩生隆晴委
員、7番 渡部一男 委員であります。

 本日の出席委員数は9名ですので、農業委員会等に関する法律第27条
第3項の規定による過半数に達しております。

 また、会議規則第10条の規定により農地利用最適化推進委員の出席
を求めたところ、出席者は14名であります。

議 長 日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則
第20条第2項の規定により、

 5番 平野恒二 委員、8番 芳賀美紀 委員

 を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願い
いたします。

議 長 日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。事
務局から報告してください。

事務局 （事務局長 会議資料により報告）

議 長 只今事務局から会務の報告がありましたが、ご質問等がありましたら
お願いします。

館岩 1 推進委員の斎藤です。

 8月の総会に推進委員が3名出席していますが、どういうことで3名
出席なのでしょうか。

事務局 8月総会の案件で現地調査が必要となった区域が3区域ありまして、
その担当の3名の推進委員に調査を依頼し、総会に出席のうえ報告し
ていただきました。なお、本日の総会は終了後に推進会議を予定してい
ますので全推進委員に出席要請をしております。

田島 1 推進委員の渡部です。

 広報委員会が発足したようですが、発行は年に何回発行する予定で
すか。

事務局 決定はしていませんが、今年度は2回発行を目指そうということで
話し合いが行われました。

議 長	ほかにございませんか。
議 長	(「なし」の声あり) 質問がないようですので、会務報告を終わります。
議 長	日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 始めに、事件番号1と2について一括審議いたします。この案件は農地利用最適化推進委員の湯田孝義氏が申請人となっている案件であります。審議決定は農業委員が行うものですが、農業委員会に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に準じて、本人の了解が得られれば、湯田孝義推進委員の退席を求めたいと思います。湯田孝義推進委員は同意していただけますか。
田島 5	はい、同意いたします。
議 長	ありがとうございます。それでは案件の審議が終了するまで退席をお願いいたします。
議 長	(湯田推進委員退席後) 審議を始めます。 事件番号1と2について、調査担当の湯田慎也委員が欠席ですので、事務局から調査結果の報告をしてください。
事務局	事務局の八木沢です。 調査員が欠席ですが、調査結果を預かっておりますので報告させていただきます。 9月5日に、譲渡人と譲受人、この場合土地の交換でありますので、双方からの聞き取りを直接本人から行っております。まず、下限面積がありますが、申請地の区域が農用地区域以外でありますので、1㎡から取得可能でありますので問題ありません。次に農作業への常時従事要件であります。〇〇〇〇さんは年間150日、湯田さんは家族の従事日数を合計すると600日となっておりますので、問題はありません。地域との調和要件でありますがお二人とも地区の普請に参加されております。作物は従来の作物を予定しており、無農薬栽培や地域の集団性に支障を与えるものではありません。全部耕作要件につきましても従来と移動距離もほぼ変わらないということで、問題ありません。農地の効率的な利用の点でも湯田さんは認定農家であり、農作業機械も経営規模にあった設備を所有しております。星さんは農作業機械を保有していませんが、従来通りの面積ということですので、問題ありません。又、お二人とも法人ではありません。以上調査結果について報告いたします
議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対

	してご質疑ございませんか。
3 番	湯田重行です。 〇〇〇〇さんの年齢は何歳になりますか。
事務局	(八木沢) 74歳です。
議 長	ほかにごございませんか。
議 長	(「なし」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号1と2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号1と2は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	ここで、湯田孝義推進委員に入室していただきます。
	(湯田孝義推進委員入室)
議 長	湯田孝義推進委員に事件番号1と2は原案のとおり決定したことをお知らせいたします。
議 長	次に、事件番号3について、調査担当の 渡部徳男推進委員から調査結果の説明をお願いします。
田島 9	推進委員の渡部徳男です。 9月5日に両者に会ってお話を伺いましたところ、申請書のとおり間違いないということを確認いたしました。なお、現場については現況が畑で、耕作してありまして、昔、親の代から交換する約束をしていたということで、隣地の境界もはっきりしています。以上、報告いたします。
議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号3について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号3は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、事件番号４と５について、調査担当の 齋藤融推進委員から調査結果の説明をお願いします。

館岩 1 館岩第１区の推進委員の齋藤です。
調査結果を報告いたします。

９月７日に調査しました。まず譲渡人は７４歳、無職です。譲受人は４４歳、会社員兼農業です。許可を受けようとする土地ですが２筆です。申請理由は、譲渡人は高齢による経営規模の縮小、譲受人は経営規模の拡大ということです。対価は２筆で△△△△円です。譲受人は水稻を作付けするということです。経営面積も十分あり、農業機械もトラクター２台、田植機２台、コンバイン１台、トラック、乾燥調製設備もそろっています。本人の意欲もあり何ら問題ありません。以上です。

議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)
議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号４と５について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)
議 長 異議なしと認め、事件番号４と５は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、事件番号６について、調査担当の 齋藤 融推進委員から調査結果の説明をお願いします。

館岩 1 齋藤です。２件目について説明いたします。
譲渡人は現在××××にお住まいで、電話で確認いたしました。譲受人は、８７歳の方ですが、元気で農業をされています。譲渡人は今後地元に戻る予定がないということで譲受人に管理をしていただきたいということです。親戚にあたるということで、無償で譲り受けるということです。以上です。

議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)
議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号６について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号6は、原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第1号の審議を終了いたします。
事務局	日程第5「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事件番号1について、調査担当の大竹実推進委員から調査結果の説明をお願いします。
田島 3	推進委員の大竹です。 9月8日に調査しました。貸付人の〇〇〇〇さんは78歳で農業です。借受人は●●●●です。現場代理人の方と〇〇〇〇さんと3人で現地に行って話を聞いてきました。 一時転用の目的ですが、□□□□□□□□として、現場事務所、資材倉庫、仮設トイレを設置したいということです。第5条の申請で一時的に転用したいという内容です。現地を見たところ、畑地帯で水路はなく日照関係など周囲の農地に与える影響もなく、問題ありません。事業終了後は耕作できるように元に戻すということです。賃借料は1㎡あたり△△△△円として、月額△△△△円です。 以上、説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「なし」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号1は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に事件番号2について、調査担当の 浅沼誠治 委員から調査結果の説明をお願いします。
田島 7	推進委員の浅沼です。 9月7日に電話で確認しました。貸付人は●●●●さん61歳、農業です。借受人は〇〇〇〇です。許可を受けようとする土地ですが、××××の同じ地番内に携帯電話の基地局を建設する工事のため、クレーン等の作業スペースが必要となったので、平成30年10月19日までを期間として一時転用許可を申請する内容です。無償の使用貸借です。周辺の農地に与える影響はありません。

議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「なし」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号2は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に事件番号3について、調査担当の五十嵐久長 委員から調査結果の説明をお願いします。
南郷2	推進委員の五十嵐久長です。 申請人には9月5日に電話で聞き取りました。議案書の内容のとおりです。現地の利用状況は休耕田です。2年前に私が借り受けて耕作しました。用水がなくて1年でやめてそれ以来は誰も作る人がいなく、耕作していない状態です。田んぼなので、住宅用地として降雪前に土盛りをして来春から建て始めるということです。土地代金が△△△△円。農振農用地区域からの除外手続きも済んでいます。申請理由は、一人暮らしで高齢になるので息子の近くに家を建てたいということで、息子と一緒に土地を探していたところ、当該地の所有者との合意が得られたということです。資料3を見ていただくと、周りにも住宅が建っており問題ないと思われます。以上です。
議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「なし」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案の事件番号3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、本案の番号3は、原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第2号の審議を終了いたします。
議 長	日程第6「議案第3号 現況確認証明申請について」を議題といたします。 事件番号1について、調査担当の森 哲男推進委員が欠席しておりま

すので、事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局

事務局の八木沢です。

森哲男推進委員が欠席されておりまして、事前に調査書を預かっていますので、報告いたします。

申請人本人がホームに入っていらっしゃる方ということで、代理人の方に聞き取りができたということです。申請地ですが、自宅の敷地が狭くスペースがなかったため、昭和 63 年頃車庫兼物置用地として、現在まで 30 年ほど利用してきて、農地への復元ができなくなったということです。町の運用基準との整合性で申し上げますと、現況証明の対象とする農地は、農振農用地区域の農地ではないこと、非農地の状態が 20 年以上継続していることの 2 つが条件となっておりますので、現況確認証明の対象の農地となりますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長

説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願ひます。本案に対してご質疑ござひませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ござひませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で議案第 3 号の審議を終了いたします。

議 長

日程第 7 「議案第 4 号 農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をしてください。

事務局

事務局の廣野です。議案第 4 号 農用地利用集積計画決定についてご説明いたします。

議案書の 9 ページをご覧ください。今回、再設定と新規併せまして合計 50 筆、120,293 m²になっております。10 ページからは利用権設定の一覧になっています。1 番から 50 番までの 50 筆については農地中間管理事業による利用権設定となっています。農地の貸付を行うものが 14 名で、福島県農業振興公社が借り受け人となりまして農地中間管理権を取得するものです。

以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願ひます。本案に対

	してご質疑ございませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第4号の審議を終了いたします。
議 長	日程第8「議案第5号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。 事務局から議案の説明をしてください。
事務局	事務局の廣野です。「議案第5号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について」の内容を説明いたします。 14ページから16ページに田島、伊南地域の農用地利用配分計画案の一覧表を載せています。こちら先ほど議案第4号で説明させていただきました福島県農業振興公社へ利用権設定された農地50筆について今度は〇〇〇〇さんほか2名に配分するという計画内容になっています。作物は水稻となっております。この中で、1番については、借受者の変更のみとなっております。借受者の〇〇〇〇さん、●●●●さんは認定農業者であります。□□□□さんと■●●■さんについては常時農業に従事されております。特に問題ないと思われます。よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「なし」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	以上で、本総会に付議されました議事案件はすべて終了いたしました。 次に、今後の業務日程について、事務局から説明してください。
事務局	(事務局長が次回総会までの業務日程について説明した。)

議 長

その他に入ります。
何かございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
ないようですので、職務代理者から閉会のことをお願いします。

職務代
理者

以上をもちまして、平成30年第9回南会津町農業委員会総会を閉じます。ご苦労様でした。

閉会 午後2時26分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

5 番

8 番